

北朝鮮による日本人拉致問題に関する意見書

平成十四年九月十七日、小泉純一郎首相と北朝鮮の金正日総書記との間で初めての首脳会談が行われ、日朝間の新しい歴史をつくるこの会談で、国交正常化に向けた交渉の再開についての合意がなされました。戦後五十年余にわたる不正常な関係が、この会談を契機として改善されることは、北東アジア地域の緊張緩和と安定につながるものです。

しかし、日本にとって最大の懸案事項であった日本人拉致問題について、安否が気遣われていた方々のうち、既に八人が死亡し、五人のみの生存が伝えられました。被害者の家族の心中を察するに痛恨の極みであり、誠に遺憾な結果です。

これまで拉致の事実はないと言い続けてきた北朝鮮が初めて日本人拉致の事実を認め、謝罪したとはいえ、国家機関による拉致は、わが国の主権を侵害する犯罪行為であり、国際法上、人道上からも、断じて許されるものではありません。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、北朝鮮との国交正常化交渉において、毅然とした外交姿勢で、全力を挙げ、て拉致の全容を解明し、国民にその真相等を知らせることを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年十二月九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長

内閣総理大臣・外務大臣 あて